

改正案		現行	
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>
<p>第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 削除</p> <p>二 十 (略)</p> <p>十一 削除</p> <p>十二 二十四 (略)</p> <p>二十五 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条、第三条第一項及び第四条の五</p> <p>二十六 三十一 (略)</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>	<p>(他の法令の準用)</p> <p>第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第五項</p> <p>二 十 (略)</p> <p>十一 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第五項</p> <p>十二 二十四 (略)</p> <p>二十五 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条（同条の表第七条第三項の項を除く。次項の表において同じ。）、第三条第一項及び第四条の五（同条の表第三条の三の項及び第四条第二項の項を除く。次項の表において同じ。）</p> <p>二十六 三十一 (略)</p> <p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>	<p>(削る)</p>	<p>児童福祉法 第二十条第 五項</p> <p>その主務大臣</p> <p>独立行政法人地域医療機能 推進機構</p>

医療法施行令第一条	(略)	(削る)	(略)
主務大臣	(略)	(削る)	(略)
独立行政法人地域医療機能推進機構	(略)	(削る)	(略)

医療法施行令第一条	(略)	母子保健法第二十条第五項	(略)
次の表	(略)	その主務大臣	(略)
法第七条の二第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「次に」とあるのは「第八号に」と、「許可」とあるのは「承認」と、「当該都道府県が」とあるのは「病院の所在地の都道府県が」と、「の数」とあるのは「の数」と、「について当該病院の所在地の都道府県知事に報告を求め、当該病床の種別に応じた数」と、「かかわらず」とあるのは「かかわらず」、当該病院の所在地の都道府県知事と協議の上」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働	(略)	独立行政法人地域医療機能推進機構	(略)

大臣」と、「第一項各号」とあるのは「第一項第八号」と、「限る。」又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）「とあるのは「限る。」と、「数が」とあるのは「数について当該病院の所在地の都道府県知事に報告を求め、当該療養病床及び一般病床の数が」と、「病院又は診療所が」とあるのは「病院が」と、「許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床」とあるのは「承認に係る療養病床等」と、「行っていないときは」とあるのは「行っていないときは、当該病院の所在地の都道府県知事と協議の上」と、「当該病院又は診療所の開設者又は管理者」とあるのは

保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十三条第一項の項、第十三条第二項の項及び第十四条	保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十三条第一項の項、第十三条第二項の項及び第十四条	設置者	所管大臣	(略)	(削る)	(削る)
				(略)	(削る)	(削る)
		の設置者	を設置する独立行政法人地域医療機能推進機構	(略)	(削る)	

保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十三条第一項の項、第十三条第二項の項及び第十四条	保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十三条第一項の項、第十三条第二項の項及び第十四条	設置者	所管大臣	五]	医療法施行令第四条の	主務大臣	主務大臣	とする	
		の設置者	を設置する独立行政法人地域医療機能推進機構		独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構	「独立行政法人地域医療機能推進機構」と、「許可の」とあるのは「承認の」と「命ずる」とあるのは「申し出る」と読み替えるほか、次の表	とし、同条第六項の規定は、適用しない

(略)	第一項の項
(略)	
(略)	

(略)	の項
(略)	
(略)	